

議事日程(第5号)

平成26年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第38号 高鍋町防災会議条例の一部改正について
- 日程第3 議案第39号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第42号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第37号 平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第8 認定第2号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第3号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第4号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第5号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第6号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第7号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第8号 平成25年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第15 議案第43号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第44号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第45号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第46号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 発議第5号 森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書
- 日程第20 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第21 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第22 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第38号 高鍋町防災会議条例の一部改正について
- 日程第3 議案第39号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第42号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第37号 平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第8 認定第2号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第3号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第4号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第5号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第6号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第7号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第8号 平成25年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第15 議案第43号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第44号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第45号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第46号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 発議第5号 森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書
- 日程第20 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第21 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第22 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 水町 茂君 | 2番 徳久 信義君 |
| 3番 岩崎 信や君 | 5番 緒方 直樹君 |

6番	池田 堯君	7番	中村 末子君
8番	黒木 正建君	10番	後藤 隆夫君
11番	青木 善明君	13番	永友 良和君
14番	時任 伸一君	15番	八代 輝幸君
16番	津曲 牧子君	17番	柏木 忠典君
18番	山本 隆俊君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	間 省二君	事務局主任兼議事課長	鳥取 和弘君
主 査	矢野 由香君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	三嶋 俊宏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	鳥井 和昭君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎守一朗君
町民生活課長	茂又 哲也君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	川野 和成君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） おはようございます。昨日、議会運営委員会を開きました。その御報告を申し上げます。

9月18日の一般質問終了後に正副議長室におきまして、議会運営委員会を開催をいたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は22件で、報告3件、同意1件につきましては、もう既に本会議におきまして審議を終えたところでございます。水道事業剰余金の処分1件、決算認定8件、条例改正・制定4件、補正予算5件の18件につきましても、各常任委員

会及び特別委員会にその審査を付託され、それぞれ審査を終えたところでございます。

新たに、発議森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書1件が追加提出をされております。その内容につきまして、賛成議員より説明を受け、慎重に審議を行いました結果、出席委員賛成全員により、本日の日程に追加し、審議を行うことで意見の一致を見たところであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、1件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 議案第38号

日程第3. 議案第39号

日程第4. 議案第40号

日程第5. 議案第41号

日程第6. 議案第42号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第6、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてまで、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成26年第3回定例議会において総務環境常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分、議案第38号高鍋町防災会議条例の一部改正について、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について、審査の経緯と結果について報告いたします。

審査日時は9月10日特別委員会まとめ終了後から休日を挟んで16日までの4日間です。審査場所は第1委員会室において、常任委員全員出席、要点筆記事務局長、関係課職員出席のもと、説明及び資料提出の上慎重に審査を行いました。報告については審査した順番に行います。なお、日程は当初議会運営委員会で確認されていましたが、日程順ではなく、前倒しなどを行いながら進めてまいりました。

それでは、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、会計課関係は、県証紙売り払いに関して、2校ある県立高校の入学関係に係る費用について町で購入していただけるよう働きかけ399万円の証紙取り扱い、12万5,685円、平成24年度より3,355円の収入増、7月から11月まで資金について余裕のあるときに3カ月定期をつくり、利息が1万1,505円が平成24年度より増加しています。

わずかでも資金をふやし、高鍋町財政に貢献しようとする姿勢について成果が認められました。

町民生活課関係では、戸籍住民基本台帳関係、畜犬登録など、保健衛生、ごみ、墓地関係などの環境衛生部門があります。なお、窓口でこれらの町民と直接かかわりのある部門を頑張っていることが伺えました。

戸籍住民基本台帳関係では、データの保管に関して北海道にある戸籍副本データ管理にデータが保存される法務省戸籍副本システムソフトウェア導入委託により、災害時対応できるようにしているとの説明でした。

衛生費関係では、畜犬登録数の63%が狂犬病予防注射を行っており、成果はあるとのことでした。委員から、犬関係ではこのように登録を行い、管理できる環境にあるが、猫に関しては、ふんをあちこちにするなど苦情が相次いでいるにもかかわらず、対応策がないがどうかできないかとの問いに、今のところ対策はないとのことでしたが、委員から、何らかの条例制定などで対応できるよう、対策を講じていただきたいとの要望が出されました。

例年どおりの予算執行であるようですが、環境衛生費関係で、蜂駆除用の防護服を購入し、公園、通学路など、3箇所を活用されているとのことでした。委員から、通学路でなくても、住民への危害が及ぶと判断した場合は、とっていただけるのかとの問いに、通学路などの判断で駆除しますが、民家の敷地内の場合は、業者の方のご案内もしておりますとのことでした。

じんかい処理費関係では、町指定ごみ袋販売を商工会議所を通して委託していますが、商工会議所2円、各販売所3円の手数料となっているが、手数料の内訳を変更し、個別販売所の手数料を引き上げることはできないのか、との問いに、今のところ変更する予定はないとのことでした。委員から、埋却地のモニタリング検査結果について質疑が出されましたが、調べても問題がなかったことが答弁されました。

次に、議会事務局関係です。議会事務局は、議会、公平委員会、監査委員費があります。

議会関係では、職員2名分の給与及び手当、共済費負担と議長以下15名の議員報酬、行政調査、姉妹都市との議員交流に関する費用負担などが主なものですが、姉妹都市交流に関しては、朝倉、串間、米沢などと交流を行っています。議会決算については、議員も執行に関しては熟知しており、議会だより発行に関しても委員を選出、できるだけ早く町民へお知らせすることで、傍聴などを働きかける活動を展開してきたところでした。

次に、公平委員会についてですが、研修費用があります。公平委員会の役割について質疑がありました。職員が職場環境について問題が発生した場合、まず、所属する課での検討を重ね、本人がそれでも納得できないという場合には、組合などで解決を図れないか検討する。それでもという場合には、公平委員会へという流れになるということでした。今まで公平委員会への職員からの申し立てがないので、具体的事例はないとのことでした。

次に、監査委員費です。職員1名と2名の監査委員に対しての報酬、研修費用とのこと

でした。

次に、上下水道課関係です。総務環境関係では、環境保全に関する合併浄化槽関係です。生活雑排水の水環境整備のため、平成25年度は64基設置とのことでした。平成5年から始まった合併浄化槽事業ですが、現在まで869基が設置されている。下水道、合併浄化槽の普及率がようやく50.26%となりましたとのことでした。委員より、合併浄化槽設置に関しての普及啓発はどのように行い、基数は不足していないのかとの質疑に関して、現在は「お知らせかなべ」などでの普及をお願いしている。また、基数に関しては、年度内で消化できているとのことでした。生活排水問題で、普及率が低いことに関して、原因は何かとの問いに、高鍋町では、トイレだけの単独浄化槽普及が早く浸透しており、合理浄化槽で全ての水処理をするというまでに時間がまだかかっているとのことでした。

次に、税務課関係です。税務課では、徴収に関して、従前国保、介護、保育料などの徴収関係に関してそれぞれの分野での徴収嘱託員を置いておりましたが、一括して税務課が徴収することにしたことにより、徴収嘱託員を1名へ減らすことができたこと、税収納に関して当初より公平公正な立場で自主納税への周知意識を高めるために、納税相談に応じない納税者などへは財産調査を行い、預金財産などの差し押さえなどを行ってきた。最初は、なぜとの声が多くあったが、催告書や納税相談に応じていただきたい、借金などで困っている納税者へは専門者を紹介するなど、徹底した生活支援体制を地道に行ってきた結果、税を自主的に納めていただく納税意識の高揚が図られた成果が出ているとのことでした。なお、全体的に町民所得が落ち込んでおり、町民税、法人住民税ともわずかであっても落ち込んできていることが報告されました。委員より、差し押さえ等に対して苦情はないのかとの問いに、いきなり差し押さえをするわけではなく、督促や催告状で相談に応じていただけないときには、財産調査などを行い、差し押さえする旨の通知を出して対応しているので、最初はいきなりという感じがあるが、最後には、納得していただけるとのことでした。

委員より、課税の間違いが起こり、とり過ぎなどの事務ミスはなかったのかとの問いに、これまで何件かのミスは昔にあったことは聞いているが、ここ数年は課税間違いについてはないとのことでした。

委員より、コンビニ収納を含め賦課徴収に関して、徴収嘱託員が1名で大丈夫なのかとの問いに、基本的には訪問徴収ではなく、自主的に納めていただくという本来の姿にしたいと考えている。したがって、嘱託職員の徴収については、障害があったり、納めに行けないと相談があった場合に何うようにしているのか、従前のように徴収嘱託員を何名も配置する方向性にはないとの答弁でした。

次に、総務課関係では、交通安全対策費関係、選挙管理費関係、消防などです。

歳入では、防衛施設周辺対策事業の防災行政無線、消費者行政活性化事業、自主防災関係、参議院選挙関係、土地貸付、施設協力金、雑入などです。

歳出では、町長以下職員給与、郵便料金、石井十次没後100年広告料、庁舎改修に係

るもの、土地開発公社から借入、平成26年度で終了する健康づくりセンターの繰出金、青パト運行、カーブミラー、ガードレール、区画線など、交通安全対策、参議院選挙など選挙管理に関する費用、消防関係では東児湯消防への負担金が一番大きいですが、続いて大きいのが防災行政無線設置です。防衛省75%補助を受け、本庁への基地局、東児湯消防へ子局、屋外28基が平成25年度分として工事、消防団員への出勤費、退職功労金、団員会議などや消火栓維持管理、避難所用の毛布、マットなど購入、防災ヘリ運行に関する負担金などがあります。

平成25年度は、地域防災力向上に関する事で、菖蒲池地区が申請、認められたことによる歳入、補助支出があります。

委員より、カーブミラー等の設置に関しては、要望したら全て実施できるのかとの問いに、各地区から要望を5月ぐらいまでに上げていただき、調査を行い、順次設置しているが、予算もあり、年度内に全ての箇所について実施できていない。

委員より、防災行政無線については、よく聞こえるという嬉しい声を聞く一方で、音声割れて聞こえない地区もある。その対策はどうしてきたのかとの問いに、よく聞こえるようになったということは、私たちもうれしいのですが、一方でよく聞こえないという地域に関しては、もう一度調査を行いたいとの答弁でした。

また、土地売り払い収入があるが何箇所、どこかとの問いに、5箇所であり、場所については、地図落としをして、資料として提示しますとのことでした。

委員より、売電収入が9万8,352円とあるがとの問いに、土日分の売電料であるとのことでした。また、年間の電気使用量についてどうだったのかとの問いに、資料を提示され、それによると、平成22年度と比較して、約240万円の節電となっているようです。

次に、政策推進課関係では、財政、電算、企画、公債費など、政策関係での決算となります。

歳入では、地方揮発油税ほか自動車関係に属するものは軒並み減額、株式譲渡所得割交付金など、株式に係るものは増額、地方交付税に関しては、基準財政需要額が多くなることで3,479万8,000円増額するなど、時代を反映し、住民所得の落ち込みがあるとのことでした。県広報配布に関する補助、国の各種補助金を活用して、財政運用を図っているとのことでした。そのほか、ふるさと納税に13件、172万円余の寄附、これは昨年度より約38万円増加しているとのことでした。決算の特徴としては、成果表にも記載されていますが、緊急雇用事業を使った高鍋町を県下にアピールする事業、基金については、公共施設が築年数経過しており、改修などへの費用を捻出するため、公共施設等の目的基金への積み立てを多くし、財政調整基金については、利子分を積み立てたとのことでした。

また、誘致企業では、大学キャンプ事業が5団体で日程を調整しながら進めてきたとのことでした。地方バス路線維持に関する補助、町内巡回バス委託、庁舎内グループウェア

利用による情報の共有化など、それぞれの部門で成果が見られたとの報告がなされました。委員より、大学キャンプ誘致に関してふえているが、日程的に見て、これ以上の団体誘致は可能か。屋内練習場利用状況はどうなのか、また成果としての金額は、との問いに、これ以上の団体の誘致はできない。屋内練習場利用は全ての団体で利用された。また宿泊費など2,000万円ほどの効果が見られたとのことでした。

委員より、誘致企業に関してはどうかとの問いに、ゼリー販売しているひょっとこ堂は、県外などでの商圏があり、町内ではあまり見かけない。お中元などでの需要があるようだとの答弁でした。

委員より、企業コーディネーターの活動はどのようなものかとの問いに、企業訪問はもちろんのこと、各種企業が集うイベントへの参加を行い、誘致できる見込みがある企業を訪問していることが報告書で明らかになっているとのことでした。

以上、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分の審査を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、議案第38号高鍋町防災会議条例の一部改正については、国の防災対策基本法改正に伴い、第3条中の会議メンバーを30人から35人上限とする改正をすとの説明がなされました。会議メンバー予定では、防災士などの資格を持った地元の女性及び学識経験のある方を中心にメンバー構成を増加させたい意向であるとのことでした。委員より、メンバー制定には、地元地形及びボランティア経験のある方も対象にする必要があるのではないかと要望が提案されました。

以上で審査を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について審査を行いました。歳入では、税の番号制に伴い、年金、住基ネットなどは100%補助、国保、介護、児童手当などは3分の2補助、地域防災力強化に関する補助として県4分の1補助が消防団6部、11部の小型ポンプ買いかえが認められたことによるもの、統計調査に関するもの、ふるさと納税6件、繰越金、町債などです。

歳出では、宮日新聞社の移動編集局の報告、串間市へ「タカナベカイドウ」を寄贈し、植栽する費用、6名からのふるさと納税を基金積み立てへ、集中豪雨により家床営農研修センターと個人住宅の間に亀裂が生じ、隣地に土砂が流れ込む危険性があつたことから、フレコンパックによる応急的処置が施してあるが、土地に関しては、高鍋町が責任を持って改善すとの判断を行い、まず境界線を確認する予算との説明でした。なお、境界線が確定の後には、工事費も発生すとのことでした。電算化推進では、税番号制に伴い、システム改修が行われるとのことでした。なお、国からの補助率に関しては、歳入で報告したとおりです。

賦課徴収費関係では、固定資産課税に関して、航空写真データが平成25年度撮影分があるとのこと、とり入れることにしたとの説明でした。11月の町議会議員選挙について、不在者投票、臨時電話設置手数料、ポスター掲示板委託追加されるとのことでした。

統計関係については、ページ26、27に記載されているとおりの調査を行うとのことでした。監査委員費に関しては、人事異動に伴う給与調整とのことでした。

委員より、買いかえたポンプに関してはどこで管理するのかとの問いに、6部、11部での管理となると考えているとのことでした。委員から、できれば集中管理を行い、どの部でも貸し出しできるようにしたらどうかとの提案がありました。人事異動に伴う人件費については、共済掛金変更に伴う負担金増との説明に対し、資料要求があり資料が提出されました。

以上で質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、可決すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号高鍋町防災会議条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 産業建設常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は9月10日から16日の間の4日間です。審査は、産業建設委員全員、審査会場は第3委員会室です。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分です。

初めに、認定第1号中関係部分について審査しました。

農業委員会関係です。

農業委員会の活動や農業者年金、農地制度実施円滑化事業の補助金などについて説明がありました。

委員より、農業委員会の視察研修について質疑があり、視察地は大分市で、委員会の事

務の方法や農地パトロールなどについて研修を行ったとの答弁でした。

また、農業者年金の加入者と受給者について質疑があり、現在は積み立て方式の年金で加入者は52名、受給者は旧法で186名、新法で22名、併用者がいるため、実受給者は190名との説明でした。

次に、上下水道課関係です。都市下水路の流木撤去などの整備、除草などの管理について説明がありました。委員より、工事費について質疑があり、見積もり入札によるとの答弁でした。

次に、産業振興課関係です。

初めに、決算における概要について報告がありました。農林水産業、商業、工業、観光業、それぞれを活性化して、生活意欲と高鍋町で暮らす満足度を高めていくことが課の最終業務目標であるとの理念の後、個々の事業について説明がありました。

新生産調整対策事業費は、いわゆる米の生産調整にかかわるもので、補助金は白菜、キャベツ、そばなど、重点作物に転換する奨励金、畜産費の工事請負費は、口蹄疫の埋却地再生整備事業。負担金の主なものに家畜市場の電子セリシステム2,800万円のうちの町負担分、農地費として、農業用として利用されているため池4箇所の耐震対策事業委託料。交流施設費の修繕費は温泉やめいりん公園。委託料は温泉設備の保守点検、農産加工施設の防犯システム業務委託。工事請負費は、温泉二酸化塩素発生装置設置工事。口蹄疫復興ファンド事業費は花守山整備事業に対するもの。農政企画費として、青年就農給付金。林業振興費は、松くい虫防除と蚊口墓地の枯れ松伐採駆除委託。商工業振興費として、新商品開発及び販路拡大支援事業。商店街まちなみ景観形成事業補助金。観光費としてクルーズトレイン「ななつ星 in 九州」の歓迎看板、グルメガイド作成補助金などの説明がありました。

質疑に入り、委員より、ため池の耐震について問われ、全て補強が必要との結果で、今後予算措置を行うとの答弁でした。

また、松くい虫の対策で、松以外の樹木の選択はないのかとの質疑には、そのような意見もあるが、残すものは残していくとの方針との答弁。

次に、委員より、青年就農給付金について質疑があり、45歳未満の新規農業者で、250万円までの所得の人に5年間の給付であるとの答弁でした。また、新商品開発及び販路拡大事業の成果について問われ、物産展への参加、キャベツクリーム大福などの開発、ネットショップのリニューアルとの答弁でした。

次に、交流ターミナルについて質疑がありました。委員より、延納願いはいつ出されたのかという問いに、9月20日である。23日に町長名で承認されたとの答弁。

さらに、委員より、返済計画はできているのかとの問いに、まだ出ていない。これから町と三セクで協議するとの答弁。

また、今閉めているレストランの対応については、開業が前提でテナントを公募する。現在、商工会議所の中小企業機構のコーディネーターと協議を重ねている。運営について

もバックアップを図っていただく。レストランの家賃収入とレストランがないことで現在減っている入湯客と物販売り上げの回復により、改善を図るとの説明でした。

さらに、委員より、現在運営は成り立っているのかとの問いには、ぎりぎりであるが、下半期は例年良いので、期待したいとの答弁でした。また、債権放棄については、あり得ないとの答弁でした。

次に、建設管理課です。土木費の町単独道路改良費は、蓑江・小鶴（２）線など、５路線の測量設計と７路線の改良工事、社会資本整備総合交付金事業は、長寿命化のための橋梁調査と補修設計、１０路線の改良工事など。河川費の水門操作委託は、建設業協会に委託しているもの。都市計画の報償費は景観の写真と絵画の入賞者に対する記念品。委託料は、島田圃場跡地購入に伴う舞鶴公園基本計画の修正業務委託。災害復旧費は太平寺線などとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、ゲリラ豪雨などに対して、急傾斜地への対応はなされているのかとの問いに、看板を立て、危険区域であることの周知を総務課や県と行っているとの答弁。

次に竹鳩橋の橋梁調査とこれからについて問われ、今の橋の安全度の状態を調べたもので、現在、通行車両を２トン以下での規制を行っているが、そうであれば大丈夫との判断とのことでした。竹鳩橋の今後の方向は、今、国交省や県やコンサルタントなどを含めた道路検討委員会で検討が続けられている。現在、４案に絞られているとの説明でした。

次に、耐震工事の件数を問われ、３件である。筋交いによる補強などとの答弁。

次に、住宅使用料の不納については、役場で個別に相談を行っている。さらに、応じない人には督促状を出し、保証人に催促をしている。今回、債権管理条例ができたため、改めて保証人の確認を行ったところである。ことしより法的な手続も行うとの答弁でした。

次に、議案第４２号について、農業委員会では、農地基本台帳整備促進事業のうち、農地台帳データ移行作業手数料が県の補助事業に相当するため、予算を組みかえるもの、また、農地基本台帳システム改修委託などについての説明がありました。

委員より、農地基本台帳整備促進事業の県の補助金について質疑があり、県の補助金総額は５，６３４万円である。各市町村からの要望金額がこれを超えるときは、調整が行われるとの答弁でした。

次に、上下水道課関係では、公共下水道の繰出金の説明がありました。質疑はありませんでした。

次に、産業振興課です。

農業振興費補助金は、茶のクワシロカイガラムシの防除剤、農地費負担金は、多面的機能支払交付金事業を町全体で活用するための負担金。農村施設費の交流施設は、水道、ガス、電気料のメーターをレストランと分けるための分岐改修費。

林業振興費は、蚊口墓地枯れ松伐倒駆除委託料。商工業振興費の商店街にぎわい創生事業は、防犯カメラ２台の補助金。観光費の需用費は、めいりん公園に設置予定のＲＶパー

クに係る看板、電源、駐車場整備費であるなどの説明がありました。

委員より、茶の防除剤について質疑があり、プルートという名称で年に1度散布すればよい薬剤で、既に新富で実績があるとの説明。さらに、その薬剤の残留について問われ、調査するとの答弁でした。

次に、委員より、RVパークについて質疑があり、レクリエーションナルビーグルの略で、この場合、車中泊のできる自動車との意味である。温泉の利用などにより経済効果も期待しているとの説明。さらに、認定条件などあるが、認定されるのかと問われ、協会の関係者と現地調査を行っており、整備が終われば、確認の上、認定されるとの説明。商店街の防犯カメラの設置場所の質疑には、本町一番街の花いちもんめ付近であるとの答弁でした。

次に建設管理課です。

道路維持費は、欄干橋から10号線までの町道沿いの樹木伐採。橋梁維持費は琴弾橋の補修工事。公園管理費の修繕料は、中央公園のステージの柱部分。植栽手数料は、明倫堂桜100本、災害復旧費は国の補助によるものが8路線、町単独のものが9箇所との説明でした。

委員より、琴弾橋の工事について問われ、脚の部分を残し、上の部分を補修するもの、車の通行は認めないとの説明。

また、明倫堂桜はどこに植えるのかとの質疑には、主に舞鶴公園で、役場や公共施設に植栽するとの答弁でした。

全ての質疑が終わり、RVパーク予定地のめいりん公園と食彩工房を現地調査し、採決を行いました。

認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 1点だけ、確認をさせていただきたいと思うんですが、先ほど、委員長の報告の中に、新商品の開発の問題で、新しい商品を開発しての補助が出ているようなんですけども、これは、販売をしっかりとしていかないと、開発しても意味がないんじゃないかなというふう思うんですが、販売についての何か積極的な意見とか、出たんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） お答えします。キャベツクリーム大福のことだと思いますが、委員会の中で審査はありませんでした。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑は。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 1件お伺いいたします。委員長報告の中にもありました花守山整備事業の中で、報告の段階では質疑もない、説明もないというようなことでありましたけれども、整備事業をやっておる中において、私が聞き及んだ中においては、陥没事案があるということでありましたけれども、その点に関して説明があったかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） お答えします。今委員会ではありませんでしたが、3回前の委員会において、陥没地域の現場調査をいたしました。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） それでは、私もきのう見たんですけど、これは、私たちの文教の委員会の中において、発掘調査をするという状況の地域の中に起こった事案だろうと思うんです。それで、今回、なぜ起こったのかという段階は、当然今回は審査してないということですので、原因究明の意見等はなかったということでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 今回はありませんでした。3回前の委員会において、その質疑がありまして、水が流れて、下のほうから、その水の流れるところに陥没が起きているということがあったと思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） この事案に関して、文化財保護法の適用を行う社会教育課等には、当然連絡がしてあるということによろしいのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） お答えします。そのようには解釈しておりませんし、当然、しておりません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私、ちょっと1点気になってるのは、明倫堂桜を今度植栽されるということで、予算が出ているとの報告がありましたけれども、明倫堂桜を選定された理由ってというのが、前も、私、総括質疑でもちょっと行ったんですけど、どんな理由で、またあれは、花としてそんなに見栄えがするお花ではないんです。だから、やはり住民の

皆さんからすれば、少しでも見栄えのする桜を植えてほしいということがあちこちから出てきてる事情があるんですね。だから、やはりその辺を考えたら、何かアンケートか何かおとりになったのかなってというのがちょっと気になってるんですが、そこら辺のところは審査の対象となり、審査の中でそういう意見が出てきたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 審査の中で出てきたのは、図書館にありますが、由緒ある明倫堂桜で、花びらが8弁か10弁あって、美しい桜であるという説明がありました。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。平成26年第3回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、議案第39号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第40号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第41号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分についての5件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は、9月10日、11、12、16日の4日間、第4委員会室にて文教福祉常任委員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。また、調査は12日に高鍋町スポーツセンターテニス場人工芝張りかえ工事、高鍋町中央公民館の外壁改修工事、太陽光発電装置設置工事設計の確認調査に行っております。

なお、報告につきましては、議案順、及び担当課順に行います。また、全ての審査の部分の報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

初めに、認定第1号中関係部分について、まず、健康福祉課関係です。

一般会計歳出総額のうち、民生費は全体の34.4%を占めており、医療、福祉、健康、子育て支援などの分野に多くの費用が投資されており、今後の少子高齢社会の進展により、今後もこの経費がますます増加することが予想されるとの説明でありました。

地域支え合い体制づくり事業では、県補助金を活用し、東北大学災害科学国際研究所監修のみんなの防災手帳を全世帯に配布、防災訓練等においても活用され、防災力の向上に

寄与したとの説明でした。

また、高齢者等多世代交流拠点施設ふれあい交流センターは25年7月オープン以来、福祉・ボランティア団体、人形劇や太極拳、ウクレレの練習等で定期的な利用、視覚障害者を対象とした陶芸教室やガールスカウトによる体験教室も開かれ、また、総合体育館で開催された空手国際大会では、外国人選手の宿泊施設として利用された。さらには、宮崎県市町村地域福祉計画支援事業費補助金を活用して、備品を整備し、福祉避難所としての指定も行ったとの説明でした。

次に、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センター設置事業では、県内では初となる施設で、障害種別を問わない総合的な相談支援を実施したことにより、相談支援の向上、充実が図られた。また、累犯の触法者や自殺企図者など、問題が複雑で、解決困難なケースを中心に対応したほか、相談支援事業所との情報共有や社会資源のコーディネートにより、充実した障害者の自立した地域生活の支援体制の強化が図られた一方、計画相談支援の導入や社会資源の充実に伴い、障害福祉サービス等の利用が増加しており、扶助費増加の要因となっているとの説明でした。

次に、保育所入所児童の増加により、私立保育園への委託料が増加する一方、全国的には保育士の確保が困難となり、待機児童が増加している要因の一つにもなっている。このようなことから、保育士等処遇改善事業に取り組みを行い、町内私立保育園の保育士等の処遇改善につながった。また、27年度から開始となる、子ども・子育て支援制度に係るニーズ調査を実施するとともに、子ども・子育て会議を開催するなど、新制度移行に向けた取り組みを行ったとの説明でした。

次に、健康づくりセンタープールの25年度利用者は3万3,488人で、17年度開設以来最高の利用者となった。60代と10代の利用者が顕著な伸びを示しており、増加の原因は、未就学児や小学生を対象としたスイミングスクールや水中運動普及員による口コミ等でのプール紹介、広報たかなべ及びテレビでのマスメディアによる情報発信、さらには、特定健康診査時の広報活動によるものとの説明でした。

質疑に入り、委員より、敬老祝い金について、条例により、毎年9月15日現在で支給しているが、100歳の人については、誕生日到達で支給してはの問いに、今後、総合的に判断し、検討していきたいとの答弁でした。

次に、委員より、地域密着型特別老人ホーム「望み苑」の入所状況についての問いに、受け入れ可能人員は29人で、現在26人が入所しているとの答弁でした。

また、委員より、開設して以来空き状態が続いていた理由は、また、管理監督者として町は指導していたのかの問いに、スタッフ人員の未整備によるもので、随時指導はしていたとの答弁でした。

次に、委員より、プール以外の健康づくりセンター利用者についての問いに、利用者は4,225人で、利用料金収入は59万3,000円との答弁でした。

次に、委員より、子供の貧困問題に関連して、ひとり親家庭医療費助成についての問い

に、ひとり親家庭の母及び父並びに児童は、18歳未満の年度末までの医療費を一部負担することにより、ひとり親家庭の健康増進と経済的負担の軽減を図ることができ、また対象者数については、母子家庭538世帯、父子家庭38世帯との答弁でした。

次に、委員より、保育士等の処遇改善事業に伴う各保育所における1人当たり賃金改善の効果はの問いに、定期昇給や手当の支給が行われたことで、最高で月額1万5,200円、最低で月額5,195円の賃金改善がなされたとの答弁でした。

また、委員より、市町村地域自殺対策緊急強化基金事業の効果についての問いに、県の補助事業を取り入れ、自殺予防講演会等を開催することで、自殺防止に関する普及啓発や心のケアを行い、町内の自殺者の減少を図ることができたとの答弁でした。

続いて、社会教育課関係です。

歳入では、全体的に前年度と比較して減となった。特に美術館は、特別企画展として、いわさきちひろ展、東村アキコ展が開催できなかったため、大幅な減額になったとの説明でした。

歳出の主なものは、社会教育総務費では、西平原公民館と南牛牧公民館にコミュニティ助成事業補助金が、松本自治公民館には公民館建設補助金を交付。公民館費では、中央公民館太陽光パネル工事設計の委託及びホール外壁塗装改修工事。図書館費では、古文書保存のため、2名のパート職員を雇用し、データ化し、DVDに収録。文化財保護費では、花守山開発、口蹄疫埋却地、島田圃場跡地、太陽光パネル設置の新たな開発に伴い、埋蔵文化財の試掘等確認作業を行った。歴史総合資料館費では、常設展のほか、企画展を開催、小中高生などが総合的学習の場として活用した。生涯学習推進費では、生涯学習推進事業補助金がレクリエーション協会、南町公民館に交付され、南町公民館が生涯学習推進大会で成果を発表。高鍋湿原費では、湿原学術調査を委託し、学術調査報告書を作成。学校支援地域本部事業費では、学校の要請に応じて総合学習の講師派遣、環境整備、登下校の見守り活動等に地域コーディネーターを介したボランティアを派遣するなど、学校の活性化が図られ、また、児童生徒にとっても、学校だけではできなかった体験活動ができるようになり、支援を行うボランティアにおいても自分の持つ知識を活用できる生涯学習の機会実現の場となった。保健体育総務費では、体育器具、1.5トンのトラックを購入。高鍋町スポーツセンター費では、テニス場人工芝張りかえ工事、総合体育館器具庫扉改修工事。体育館費では、町体育館の耐震補強及び大規模改修事業。総合運動公園費では、グラウンド整備器具の整備。

以上の説明でした。

委員より、中央公民館太陽光発電装置の容量と蓄電池は設置するののかの問いに、容量は20キロワット、蓄電池は2基設置するとの答弁でした。

委員より、持田古墳群測量調査は何を調査したののかの問いに、現在の形の高さ大きさを記録する円墳を測量調査したとの答弁でした。

委員より、コミュニティ助成事業の申請状況はとの問いに、申請年度ごとに区分してお

り、本年度申請した場合、年に1つから2つの採択なので、10年先になる現状との答弁でした。

委員より、生涯学習推進事業補助金を活用申請するための広報はどの問いに、「お知らせたかなべ」等で募集しているとの答弁でした。

続いて町民生活課です。

これは、法定受託事務で、歳入では、国民年金事務取扱交付金で計上し、歳出の主なもの、国民年金事務費の事務補助パート1名分との説明でした。

続いて、教育総務課関係です。教育総務課の決算で最も大きな特徴は、学校施設の改修事業等で決算額が増加していることです。これは国の学校施設環境改善交付金を活用して、東西小学校の防災機能強化事業、屋上受水槽取りかえ工事、屋上防水工事を行い、また東西中学校では再編交付金を活用した教育環境改善事業を実施した。今後も児童生徒安全確保のため、さらに計画的な施設の改修、営繕が必要との説明でした。教育寄附金では、1団体、5個人からの寄附金を高鍋町育英会への出資金として充当し、同じく1企業からの寄附金を小中学校教育振興事業における備品購入費として各校に充当したとの説明でした。

委員より、現在の学校給食の共同調理場、給食センターについて、小学校給食も取り入れた共同調理は考えられないかの問いに、現在の建物では設備等、能力的に無理との答弁でした。

委員より、準要保護の認定基準はの問いに、生活保護基準を認定基準に採用しており、申請世帯の収入額と生活保護基準の最低生活費を比較して判定するもので、収入額が最低生活費の1.1倍以内を認定範囲としているとの答弁でした。

委員より、学校運営協議会委員の構成メンバーについての問いに、保護者、地域住民、校長、教職員、学識経験者の代表、及び教育委員会が認めるものでとの答弁でした。

次に、議案第39号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

まず、子ども・子育て支援新制度についてですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について、子供のための教育・保育にかかわる給付が創設され、当該給付の支給の対象となる施設、事業が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業となります。施設とは、保育園、幼稚園、認定子ども園で、給付は、施設型給付となり、事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、給付は、地域型保育給付となり、また、施設型給付等の支給対象となる子供の認定区分については、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分が設けられ、この区分に従い、施設型給付等が行われますとの説明で、次に、条例制定の背景ですが、子ども・子育て支援法の制定により、内閣府令で定める基準に従い、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、条例で定めるものとされ、この基準となる内閣府令として特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が26年4月に公布されて

おり、これに沿って本条例を制定するもので、次に、根拠法令ですが、子ども・子育て支援法第34条第3項に、特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育を提供しなければならない。また、特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならないとあります。

次に、条例制定の考え方ですが、条例制定に当たっては、高鍋町子ども・子育て会議において検討を行い、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、原則として、国の基準をもって本町の基準とすることとし、従うべき基準、参酌すべき基準のいずれも国の基準どおりにしているとの説明でありました。

委員より、施設整備のための補助金制度の現状についての問いに、今年度は、県の安心子ども基金補助金があるが、来年度については、未定との答弁でした。

次に、議案第40号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

まず、条例制定の背景ですが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定され、児童福祉法等が改正され、都道府県以外の者が地域型保育事業を行う場合の認可が市町村長に付されることになり、地域型保育事業を行うための設備及び運営に関する条例の制定が市町村に義務づけられ、条例の制定に当たっては、児童福祉法第34条の16にて従うべき基準、参酌すべき基準が規定されており、平成26年4月基準省令として家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が制定され、この基準省令に沿って高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるものです。との説明であります。

次に、根拠法令ですが、児童福祉法第34条の16に、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとなっております。

次に、対象となる事業ですが、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業となっております。

次に、条例制定の考え方ですが、条例の制定に当たっては、根拠法令により規定されている従うべき基準、参酌すべき基準ともに、基準どおりとし、地域型保育事業を行う者の一般原則に、暴力団等の排除規定を追加して定めることとします。また、条例名称については、子ども・子育て支援法第7条第5項に地域型保育とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいい、地域型保育事業とは、地域型保育を行う事業をいうとあることから、地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例としますとの説明でありました。

委員より、家庭的保育者の資格についての問いに、規則等で定めていく予定との答弁でした。

次に、議案第41号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について。

まず、条例制定の背景ですが、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法等が改正されましたので、市町村による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の制定が義務づけられ、条例の制定に当たっては、放課後健全育成事業に従事する者及びその員数については、厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については、同基準を参酌するものとされたところで、この基準となる厚生労働省令として、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準が平成26年4月に公布されており、これに沿って本条例を制定するもので、との説明であります。

次に、根拠法令ですが、改正後の児童福祉法第34条の8の2に、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなくてはならないとなっております。

次に第34条の8の3に、市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、または、当該職員に関係者に対し質問させ、もしくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類、その他の物件を検査させることができるとなっておりますとの説明でありました。

次に、条文ごとの概要と国基準との比較ですが、第14条については、感染症や食中毒予防について強化したが、その他の条文については、従うべき基準、参酌すべき基準を国基準とし、主な改正事項は、対象児童が小学校6年生までになったこと、指導員については、厚生労働省令に定める基準に従い、条例化すること、施設設備等については、厚生労働省令に定める基準を参酌し、条例化すること、市町村の関与については、市町村に事業開始前の事前届け出を提出すること、立ち入り検査、定期検査ができること、違反や不当な営利などをした場合に、事業の制限や停止を命令できる。子育て支援事業に関し、必要な情報の収集と提供に改正されたとの説明でありました。

委員より、第22条の事故発生時の対応について、国家賠償法に基づく町の責任は、の問いに、委託契約における放課後児童クラブにおいての利用児童の負傷等への国家賠償法の適用については、発生した個々の事例において判断されるべきものと考えているとの答弁でした。

次に、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について。

まず、健康福祉課関係です。職員の人事異動に伴う給料、職員手当、共済費等を増減するものと、高齢者住宅改善助成事業補助金1件、心と体の生きがづくり事業の6カ月間延長補助金、28年4月施行に向けた障害者差別解消法講習会テキスト代、自発的活動支援補助金1件、老人福祉館別館周辺一帯の樹木伐採手数料、持田地区高齢者福祉センター

多目的広場利用者へのマナー啓発用看板設置手数料、子育て世帯臨時特例給付金支給事業に伴う賃金、わかば保育園入所園児増に伴う保育士・調理・用務員を雇用する賃金との説明でした。

委員より、高齢者住宅改善助成事業補助金の助成基準についての問いに、在宅で生活する要介護高齢者のいる世帯に対して、その住宅を当該高齢者の居住に適するよう改造するために要する費用を、世帯の状況、生活保護世帯は10割、住民税非課税世帯は9割、前年所得税年額7万円以下の世帯は6割を助成するとの答弁でした。

委員より、自発的活動支援事業について、発達障害児の家族等で構成する団体名の看板は表示されるのかの問いに、表示されるとの答弁でした。

委員より、わかば保育園の定員オーバーは違反には当たらないのかの問いに、2割までの許容範囲が認められているとの答弁でした。

委員より、西都医療センターの負担金、夜間急病センターについて損失額はどの問いに、前年度総利用者事業経費に伴う損失との答弁でした。

次に、社会教育課関係です。

職員の人事異動による給料、職員手当、共済費等を増減するもので、遺跡確認調査に伴う経費、美術館嘱託員採用に伴う報酬、小丸川河川敷広場の多目的施設建設費、県のスポーツランドみやざき補助金を活用した体育器具を購入するとの説明でした。

委員より、高鍋大師への道路、車待合所予定確認調査について、境界を確認して試掘調査をするのか、文化財保護法との兼ね合いは大丈夫なのかの問いに、現況により遺跡確認調査を行う。文化財保護法との兼ね合いについては、現在、慎重なる調査を進めている段階であるとの答弁でした。

次に、教育総務課関係です。

まず、教育寄附金の育英会寄附金は、一個人からの寄附で、高鍋町育英会へ出資するもので、同じく教育寄附金の小中学校寄附金は、一企業からの寄附で、各校へ配分し、教育振興備品を購入するものとの説明でした。

以上、全ての質疑が終わり、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、委員より、従来より石井十次顕彰会への補助金については反対、及び持田古墳群の花守山整備事業の開発行為は、文化財保護法に抵触しているのではないかとこの反対討論があり、賛成討論はなく、採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第39号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、討論はなく、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論はなく、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論はなく、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しまし

た。

最後に、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について、委員より、持田古墳群の花守山整備事業の開発行為は文化財保護法に抵触しているのではないかと、現状の古墳の地積、境界も決まっていない状況の中で、試掘調査予算に対して反対との討論があり、賛成討論はなく、採決に入り、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。20分から再開します。

午前11時12分休憩

.....
午前11時22分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 2点についてお聞きしたいと思います。

1つは、美術館の歳入に関して、特別展が開かれなかった理由は、ちょっと説明がなされなかったと思うんですが、そのことについてどんな説明があったのか、お伺いしたいと思います。

もう一つは、当然討論にもあったようなんですけども、花守山の整備計画について、文化財保護法との関連について、やっぱり違反しているというようなことが述べられましたけれども、文化財保護法の何条にどういう規定があってそれに違反しているのかということとは説明があったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 美術館の特別企画展については、これは一般質問等でも出たと思いますが、相手との交渉が成立できなかったということで、特別企画展が開催されなかったということでございます。

それから、文化財の条例に、第何条に違反するということについては、具体的の質疑はございませんでした。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 当然、委員のほうから、文化財保護法に違反しているということをおっしゃられたと思うんです。どうなのかということをお聞かされたと思うんです。その質疑の内容をできれば教えていただきたいということなんです。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 何回も申し上げますけど、第何条という
ことについては、特に質疑はございませんでした。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前11時25分休憩

.....
午前11時26分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 文化財保護条例の中に、境界を定めること
になっておる、それによって侵害されていると、そのことによって、文化財保護条例に抵
触するのではないかという質疑でございました。（発言する者あり）文化財保護法です。
訂正いたします。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ど忘れしたということで、こちらのほうから、あったんですけれ
ども、例えば、そういう質疑が委員から提議されたとき、質疑があった場合には、やはり、
必ず文化財保護法の内容というものに対して確認をする必要があったと思うんです。だから、
そのことについては、今回最後ですので、あえて言うまでもございませんけれど、執
行部については、説明をされるときに必ず関係法令は持っていていただいて、していただ
かないと、こういったときに、委員長に対して質疑をする場合に、非常に関係法令につい
て、やっぱりある程度知っておかないと、どうして境界線を確定していかなければなら
ないのかということについても、私たちもある程度記憶にとどめておかないと、何でもか
んでもその辺で文化財があるのに掘ったらいけないんだなということ、ある程度の認識が
出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。だから質疑を行いましたけれど、委員の
ほうから出された場合、これは、委員会にお願いするすべもございませんけれど、委員
長に対して聞くことでもございませんけれど、やはり、執行部のほうがそういうときにはち
ゃんと関係法令を持って行って、説明を促していく、そしてもしそれに抵触しないとい
うことであれば、その法令の解釈上の問題を、一応認識を持って、しっかりと対応する委員
会の準備を、私、していただきたいということをお願いしたいと思います。これはお願い
ですので、答弁は要りません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第39号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第40号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が気になっていたのが一つちょっとあったんですけど、総括質疑のときに、委員会ですものだからということで制止されましたので、あえて聞かなかった部分がありました。一つは、居宅訪問型保育事業について、私は、現代社会の中で、いわゆる発達障害を含め、いろんな障害がある子供たちが生まれてくる可能性が25%に上るということを再三私申し上げていると思うんです。やはりこれを早く、早期に発見し、早期に援助してあげることによって、親と子がそういった将来的に見てきちんとした生活を送れるような環境づくりっていうのが、ここからまず始まってくるんじゃないかなというふうに思ってるから、私は質疑をしたかったわけです。だから、この居宅介護について、障害児を持っている方というのは対象、今、わかば保育園などでの障害児対応型の保育事業も展開されてるようなんですけれども、例えば民間保育所が、民間保育所だけでなく、いろんな保育所でそういう障害児に対応できるような職員を配置していくということに対しては、どうなのかということに関して、質疑が出たか、また出なければ、なぜ出なかったのかということも含めて、委員長のほうでわかる範囲で結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 議案第40号につきましては、只今中村議員の質疑に関しては、特段質疑はございませんでした。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第41号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これは、私の一般質問の前に総括質疑に対する答弁の訂正というのがございましたので、委員会ではそのことは、アンケートの問題については、もうちゃんと示されたんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 担当課長より説明を受けております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） それでは、ニーズがあるということでしたので、ニーズがあることに対しての対応策というのをどう講じているのかということなどを含めて、その問題について質疑がなされ、いろんな議論がなされてきたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 高鍋町子ども・子育て会議における協議事項ということの説明の中で質疑がございまして、今後ニーズがあるということの推移を見ながら、関係部局との協議を進めていきたいとの説明でございました。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

この決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

平成25年度決算で明らかになったように、町民税など、個人所得の落ち込みはじわりとではありますが、大変厳しい現実があるようです。しかし、憲法第30条にありますように、国民は納税義務が課せられています。しかし、25条では最低限の生活を営める権利も有しています。高鍋町では、生活環境をしっかりと管理し、納税の義務が果たせるようにという取り組みをここ数年頑張っています。その成果が出てきている年度ではなかったでしょうか。税の収納に関して、きめ細やかな対応をしながら、財産調査、生活の見直しなど、住民の立場に立った対応がなされています。

しかし、その一方で、めいりんの里運営では、萬歳亭の運営を停止するまでになりました。その原因究明はなされたのでしょうか。職場を確保することは大変厳しい状況になっています。なぜこのような事態に発展してきたのか、公的ないわゆる第三セクターの欠陥が今噴出しているように思います。出資をされた事業者、出資に見合った配当ができていない状況では、これからの運営もままならないと考えます。

また、一ツ瀬川土地改良事業についての貸付金は、未施工地区を改善する努力としてこれまで東九州自動車道などと努力の跡は見えますけれども、貸付金に関してはめいりんの里の問題とあわせ、自分のお金を貸し付けているわけではないと考えておられるのか、少々無関心過ぎるのではないかと考えます。

私は、総務環境常任委員長として、西都児湯環境整備組合議員として参加しております。最初の議案が小並地区にありました焼却場跡地利用に関して、無償貸し付けを永久に行うというものでした。貸したくないというわけではありませんでしたけれども、計画は示されているのかとの質疑に、何もないという答弁でありました。自分の土地なら、黙って無償で貸しますか。小作料を取るなど、自分の所有している土地として確認しながら貸すことが当たり前です。その当たり前が自治体には通用しないのでしょうか。余りにも無責任だと私は考えます。

自治体の事業は、民間と違い、何か利益が得られるというものではありません。だからこそ、会計を進めることを国が提唱しても、建物や所有している財産管理に関して、公共施設などへの基金を積み立て、修繕改築などが速やかに行える会計管理を行える自治体にするべきとの方針が出されているのだと思います。自治体の長及び職員は、財産は町民のものだから、貸付金も町民のものであるという感覚を身につけていただきたいし、貸付金が発生する状況があれば、速やかに団体などのお話し合いや方針を変更し、住民が農地保全という立場からとか、福祉として享受できる方向性などを探り、法にのっとり、解決策を示すべきだと考えますし、その資金が住民の皆さんの税から出されていることを常に念頭に置いて、緻密、かつ大胆に町政運営を図るべきだったと考え、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） 認定第1号平成25年度一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論をいたします。

現在の当町の置かれている厳しい財政状況にもかかわらず、歳入については、財源の確保に大変な努力をされていると思います。歳出にしましても、経費の節減、合理化運営に、効率的に執行されていると思われまます。住民の要望の全てが満足すべき結果ではありませんけれども、財源が厳しいだけに、町民との協働して運営する事業も見受けられ、大変うれしく思っております。このような中であっても、心豊かな人づくり、環境にやさしい快適なまちづくり、健康福祉のまちづくり、地域財源を生かした元気なまちづくり、町民が主役のまちづくり等、効率的で信頼される行財政運営に沿って、事業としましても交通基盤の整備、社会福祉の充実したまちづくり、老人クラブの育成強化、児童福祉の充実、交通安全の推進、消防体制の整備の充実、家庭教育の充実などなど、真剣に取り組まれまして、職員の皆さんのきめ細かな配慮が随所に見られていると思われまます。大変厳しい限られた財政状況の中で、所期の目的を果たしているものと思われまます。ますます厳しい財政状況となると思われまます、執行部、議会、町民と協働したまちづくりに取り組まれることを大いに期待しまして、本案決算認定に賛成する立場で討論をいたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決します。この決算に対する各委員長の報告は

認定とするものです。この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、各委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第38号高鍋町防災会議条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第38号高鍋町防災会議条例の一部改正について、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第39号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第39号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第40号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第41号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を起立によって採決します。本案に対する総務環境常任委員長及び産業建設常任委員長の報告は可決、文教福祉常任委員長の報告は否決とするものです。したがって、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7. 議案第 37 号

日程第 8. 認定第 2 号

日程第 9. 認定第 3 号

日程第 10. 認定第 4 号

日程第 11. 認定第 5 号

日程第 12. 認定第 6 号

日程第 13. 認定第 7 号

日程第 14. 認定第 8 号

○議長（山本 隆俊） 日程第 7、議案第 37 号平成 25 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 14、認定第 8 号平成 25 年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上 8 件を一括議題といたします。

本 8 件は、特別会計等決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の決算審査結果報告を求めます。委員長、柏木忠典議員。

○特別会計等決算審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 平成 26 年第 3 回定例議会本会議で、特別委員会に付託されました議案第 37 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 6 号、認定第 7 号、認定第 8 号、以上 8 件の議案につきまして、御報告を申し上げます。

審査の日程は、9 月 8 日と 9 日、10 日の 3 日間、当日は第 3 会議室に、議長、時任監査委員を除く 13 名の委員出席のもとに、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議審査を行いました。以下議案ごとに御報告を申し上げます。

まず、議案第 37 号平成 25 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

説明では、未処分利益剰余金 1,904 万 8,835 円のうち、前年度欠損金 142 万 7,012 円を補填し、残り 1,762 万 1,823 円を減債積立金に積み立てるとの提案説明がありました。

質疑に入りまして、委員より、減債積立金に積み立てるのはいいが、今後の使用目的はどのように考えているのかとの問いに対しまして、万が一内部留保資金が不足した場合に備えたいと考えているとの回答でございました。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第 2 号平成 25 年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額 31 億 6,943 万 7,000 円、歳出総額 29 億 5,993 万 5,000 円、差し引き 2 億 950 万 2,000 円の黒字となっており、また、積立金総額が 4 億 427 万 8,000 円、公債費残高は 3,520 万となっております。

国民健康保険事業は、加入者の所得水準低下や高齢化に伴う医療費の増加といった構造的な問題により、全国的に厳しい財政運営が続いておりますが、当町は、適正な課税、収納率の向上、基金の造成、特定健診受診率の向上などの目的を掲げ、健全な財政運営に努めてきたとの説明がなされました。

質疑に入りまして、委員より、生活保護受給により、被保険者数が減少していることについては、年金受給等収入の調査はどのように行っているのかとの問いに対しまして、調査については、受給認定を県で実施しており、年金受給の有無についての把握はしていないとの回答でありました。

また、生活保護移行に際する税等、相談の体制についてはどうなのかとの問いに対しまして、相談の結果、生活保護が望ましい場合は、健康福祉課へつなぐようにしているとの回答であります。

また、短期被保険者証の交付に際し、対応は適切かとの問いに対しまして、法律に沿って適切に対応している。

また、70歳以上の負担割合変更に関して周知状況及び反応はどうであったのかの問いに対しまして、パンフレット等の郵送で周知、改正に対する苦情等は聞かれないとの回答であります。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

まず、歳入総額4億4,291万7,000円、歳出総額4億4,176万5,000円、差し引き115万2,000円の黒字となっております。被保険者数や医療費の伸び等、資料に基づいての説明を受けました。

質疑に入りまして、委員より、収納率が上昇している要因となった業務の具体的な内容はどの問いに対しまして、税同様、財産調査等を実施し、早期の対応を行ってきた結果であるとの回答であります。さらに、強硬手段との意見はないのかとの問いに対しまして、生活改善の手助け等も実施しているために、最終的な批判は受けていないとの回答がありました。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

下水道事業は、全体計画577ヘクタール、認可区域233ヘクタールで事業を継続中であるということです。平成25年度は、管路延長278メートル、整備面積3.5ヘクタールの整備を行い、平成25年度までの総延長が47.4キロメートル、総整備面積が208.8ヘクタールで、整備率90%となっており、25年度末の普及率は33.4%、

水洗化率は78.7%となると。収入の主なものは、受益者負担金、719万8,400円、下水道使用料9,296万2,229円、国庫補助金2,670万円、県補助金70万円、一般会計繰入金1億8,021万8,000円、雑入としまして、下水道使用者協力金及び消費税還付金の95万7,366円、町債2,810万円となっております。歳出の主なものは、浄化センターの施設管理費として、委託費が2,694万3,145円、公共下水道費としまして、浄化センター実施設計委託ほか3,743万2,500円、工事請負費が汚水管渠布設工事、公共ます設置工事など、11件の契約で2,007万4,350円、公債費が元金1億3,115万2,318円、利子が6,364万9,884円となっておりますとの説明がありました。

質疑なく、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第5号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は1,136万7,000円となり、前年度と比較して0.2%の増、歳出総額では996万7,000円となり、前年度と比較して3.6%の減との説明があり、高齢化に伴い、要介護認定者数はふえているものの、認定有効期間が最長2年となったことにより、審査件数は減少したとの説明がありました。認定審査件数については、高鍋町については948件、対前年度比で67件の減、3町合計では2,003件、前年度比173件の減、高鍋町の要介護認定者数は873人で、昨年度と比較して69人の増との報告でありました。歳入については、平成24年度決算による新富町、木城町の繰越金が、前年度比27万3,000円減により、新富町、木城町からの負担金が29万6,000円の増、高鍋町分の繰越金が前年度比18万4,000円減により、高鍋町負担金の繰入金が18万円の増との説明でありました。歳出については、介護認定審査会の回数が1件減ったことにより、審査会委員報酬が7万4,000円の減、旅費は委員交代等により15万2,000円の減、役務費は、審査会資料送付経費節減により10万8,000円の減、使用料及び賃借料は審査会事務局用パソコンの新規リースにより2万3,000円の増とのことでありました。

質疑なく、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は15億8,028万1,000円、前年度と比較して5.6%の増、歳出総額は15億1,478万1,000円、前年度と比較して5.6%の増となり、歳入歳出差し引き6,550万円の残額を翌年度に繰り越したとの報告でありました。高齢化に伴い、要介護認定者数及びサービス受給者数がふえており、保険給付費は、昨年度と比較して6.2%伸びているとのことでした。

質疑に入りまして、委員より、普通徴収の徴収率が伸びなかった理由はとの問いに対しまして、介護保険料の高い方の滞納があったこと、複数の税の滞納がある方もおられ、介護保険料以外の税の納付を優先した方もおられたためとの回答でありました。

また、元気アップ教室の参加人数が減少した理由はとの問いに対しまして、24年度には2サークルの実施であったが、25年度は1サークルの実施であったためとの回答でありました。

また、高齢化に応じた施設整備であったのかとの問いに対しまして、施設介護サービス受給者数の推移から、需要に応じた対応ができているとの回答でありました。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額2,216万7,000円、歳出総額1,738万9,000円、差し引き477万8,000円とするもので、雑用水事業における徴収事務及びメーター類の管理を行うもので、例年の事業内容と特に変化のあるものではないということです。24年度に河川課及び九州農政局と協議し、新たに水利権を更新し、事業を継続いたしたとの説明を受けました。

歳入における特徴としまして、使用料が24年度と比較して200万円ほど多くなっているが、これは、少雨傾向であった天候による影響と、新加入者の地区外送水分の増によるものと考えられる。徴収率は100%となっております。支出における主なものは、雑用水事務に伴う一般事務職員の給与3カ月分、徴収嘱託員2名分の報酬、管理用パソコンの更新によるシステムの改修導入費用、一ツ瀬川土地改良区への負担金と国営財産等を使用しているため、その使用料、公用車借り上げ料、24年度は積み立てができなかったが、本年度は530万の積み立てをしておるとの説明がありました。

質疑に入りまして、委員より、需用費の不用額が多かったようだがとの問いに対しまして、新加入地区分のメーター設置に関し、設置箇所のほとんどが新富町であること、メーター器の設置位置については、地中に埋設されたパイプラインから開水路への放流箇所に設置する必要があり、メーター器設置に関して技術上解決すべき問題があったこと、メーターボックス用地の新たな確保といった複数の調整すべき問題解決が難航したことにより、年度内の執行ができなくなったためとの答弁がありました。

質疑を打ち切りまして、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号平成25年度高鍋町水道事業会計決算についてでございます。

経常収支では、収入総額4億1,516万45円に対しまして、支出総額3億9,611万1,210円となり、1,904万8,835円の黒字となっております。昨年度は142万7,012円の欠損金が生じていることから、今年度末は差し引き1,762万

1,823円の利益剰余金を創出することができたと。黒字に転じた理由として、平成7年度に完成した第2次拡張工事に伴う資産の減価償却が終了したことによる費用の減少によるもの、営業面としましては、年度末給水栓数が8,934件で、昨年に比べて50件の増となり、また、年間の有収水量は201万2,491立方メートルとなり、対前年度比で0.6%の減となっております。また、有収率については、88.2%で、昨年度と比較して3.5ポイントの減となっております。類似団体の全国平均81.2%と比較すると、依然高い水準を保っていることから、今後も引き続き効率的な漏水調査及び計画的な老朽管の管路更新を実施し、有収率の向上を図っていかねばならない。また、資本的収支については、収入総額4,000万円に対して浄水場の改良工事費605万7,450円、企業債償還金1億5,403万9,187円、老朽管の布設がえ工事費1億4,719万5,754円、配水設備工事費1,647万5,678円となっており、支出合計が3億2,743万9,947円となり、収入が支出に不足する額2億8,743万9,947円は損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するとの説明がありました。

質疑に入りまして、委員から、漏水が増加しているようだが、その原因や場所等がわかれば教えてほしいとの問いに対しまして、地区を振り分け、漏水調査を行っている。今後、下永谷地区や染ヶ岡地区を重点的に行いたいとの答弁、また、固定資産除却があるが、具体的にはどこかとの問いに対しまして、竹鳩地区の排水管布設に伴う旧管路の除却分との答弁であります。

仮勘定はいつまで続くかとの問いに対しまして、現在行っている給・配水管管理図数値化業務が平成27年度で完了予定なので、そこまでの回答でありました。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました議案第37号から認定第8号までの8件の議案につきまして、審査の経過と結果の報告を終わりたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので省略します。

ここで、しばらく休憩したいと思います。1時15分から再開します。

午後0時15分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第37号平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第37号平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、認定第2号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第2号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計について、反対の立場で討論を行います。

加入世帯が81世帯減少しているとのことです。毎年、高度医療が進み、医療費は4%強の増加があります。高額医療費のランキングでも脳や心臓などの循環器疾患など、いわゆる成人病と言われる現代病が多くを占めます。しかし、これは私が太っているから言い訳をするわけではありませんけれど、現代の食生活、物余り、消費が美德と、消費することをよしとする社会を政策的に推し進めてきたそのツケなのに、政府はまるで他人事のように、国負担分を減らしてきました。医療費の相互扶助と言わんばかりの国の政策に憤りさえ感じます。諸外国を見ると、発達した先進国は、アメリカを除いてほとんどが医療制度を充実させています。そのことから考えても、国は負担分を昭和58年以前の45%に戻し、自治体の負担及び住民負担を軽減すべきです。

高鍋町でも、一般会計から下水道投資へは年間相当の資金をつぎ込んでいます。そのことから考えると、国保会計への繰り出しを基準分だけでなく、もっと投入すべきだと考えます。町長に、そのように提案すると、恐らくお金がないし、基金をなくせば、またどんなことが、と言われるかもしれません。お金を借りている立場では、出せないと言われるかもしれません。しかし、ここ数年、医療費の伸びを7%と設定し、基金も実際の医療費の伸びとの差額を積み立ててきました。私も提案してきた事項が条例などとなり、軽減措置などがつくられてきたことは評価できますし、財産調査などを行い、お金の使い方などの指導を初め、さまざまな努力は大いに評価できますが、個人の医療費は少ないのに税が高いではいただけません。これ以上のどんな努力をすれば認めてもらえるのかと思われるでしょうが、国への思いを込めて反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第2号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第4号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第5号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第6号平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

介護保険については、年をとれば誰でもお世話になると考え、法で定められたものですが、誰しもが望むのはぴんぴんころりです。それでも脳軟化によるアルツハイマーや認知症対策なども、まず、家族と地域の連携が望まれているにもかかわらず、家族からの申請がないなどで放置されているケースもあります。認知症の家族へのケアの最初の入り口は、地域の人に誰が認知症であると明らかにして、地域の人の協力をお願いすることから始まります。誰しも介護を受けたいと思っている方はいないと思いますが、やむを得ないことです。いつまでも元気であることのモデルの一人として、黒柳徹子さんが上げられていました。ボランティアをしたり、とにかく人のため、食べる、運動するを基本生活として、自分の生きる道をしっかりと見据えていくことが大切であるとのデータが出ているようです。

国は、特定健診など、自治体に押しつけ、メタボとか、人の悪いところをあげつらうだけでなく、その人がどのような食生活をしているのか、もっとしっかりと把握する必要があると思います。黒柳徹子さんの本には、食事は根っこのものから葉っぱのものまで満遍なくとり、よく噛んでよく出すことだそうです。これを基本に、食生活改善によって医療費が減少、長生き日本一の長野県では、減塩御飯などを推奨しています。お味噌汁を持ち寄り、塩分濃度を測りながら、おいしさはどのようにするのか研究しているのだそうです。いみじくも黒柳徹子さんの食生活がここで生きているようです。だしとして、いりこ、かつおぶしだけでなく、野菜からのうまみ成分を引き出し、減塩でもおいしい味噌汁を家族に提供できる取り組みは非常に原則的だと言えます。これがまた家族のつき合い、地域の助け合いの大きな支えになっていると思います。

寝たきりにしない、施設が必要でないという地域の助け合いの精神も培う必要があります。基金をためることより、そこに主眼を置くことを要望して、討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第6号平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第7号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成25年度高鍋町水道事業会計決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第8号平成25年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第15. 議案第43号

日程第 16. 議案第 44号

日程第 17. 議案第 45号

日程第 18. 議案第 46号

○議長（山本 隆俊） 日程第 15、議案第 43号平成 26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）についてから、日程第 18、議案第 46号平成 26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1号）についてまで、以上 4件を一括議題といたします。

本 4件は、特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、柏木忠典議員。

○特別会計予算審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 平成 26年第 3回定例町議会本会議において特別委員会に付託されました議案第 43号、44号、45号、46号、以上 4件の議案につきまして、特別委員会における審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の日程は、9月の 8日、9日、10日の 3日間、当日は第 3会議室に議長を除く 14名の委員出席のもとに、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議審査を行いました。

以下、議案ごとに御報告申し上げます。

まず、議案第 43号平成 26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 219万 7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ 29億 4,884万 3,000円とするものであります。補正の主なものは、歳出では、人件費の減額、各支援金、納付金等の納付額確定に伴う増額及び減額、平成 25年度の事業実績に伴う国・県の支出金、支払基金返還金の増額であります。歳入では、平成 25年度事業実績に伴う国庫支出金の増額、交付金額確定に伴う交付金の減額、職員給与費相当分の一般会計繰入金の減額等との説明を受けました。

質疑に入りまして、質疑なく、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 44号平成 26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第 1号）についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 25万 2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額それぞれ 4億 1,298万 7,000円とするものであります。今回の補正の主なものは、歳出では、消費税の確定申告に伴う消費税の増額、歳入については、財源調整のための繰入金の減額及び繰越金の増額との説明がありました。

質疑に入りまして、委員から、積立金は、消費税分を減額しない方がいいのかとの問いに対しまして、当初消費税分の積立金を 30万円で計上していたためとの答弁でありました。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額1,053万円とするものであります。補正の主なものは、歳出では、当初の計画になかった介護認定審査会委員研修を開催するために必要な報酬の増額で、昨年度厚生労働省から指導のあった指摘事項について、審査会委員の認識を共有するためのものであるとの説明であります。

歳入では、平成25年度事業確定により、分担金及び負担金では、新富町、木城町の繰越金分を減額、繰入金では、高鍋町の繰越金分を減額、繰越金は増額との説明を受けました。

質疑に入りまして、委員から、委員の交代はないのかの問いに対しまして、26年度末まで委員の交代はないとの答弁であります。

質疑を打ち切りまして、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,512万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額18億3,808万1,000円とするもの。補正の主なものは、歳入では、平成25年度事業実績に基づく介護給付費、国庫負担金の増額、繰越金の増額、一般会計繰入金の減額、歳出では、一般管理費の減額、平成25年度事業費確定に伴う国・県の支払基金への返還金の増額、一般会計繰出金の増額、介護認定審査会特別会計繰出金の減額、介護給付費準備基金積立金の増額との説明を受けました。

質疑に入りまして、委員から、介護給付費準備基金積立金を充当しなければならないような突出した費用負担が発生したことがあったのかとの問いに対しまして、これまでそのようなことはなかったという答弁であります。

質疑を打ち切り、討論なし、慎重審議審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました4件の議案につきまして、審査の経過と結果につきまして、報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

まず、議案第43号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第43号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第44号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第44号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第45号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第46号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）に対し、反対の立場で討論を行います。

介護保険が始まって以来、私は、本当に介護したい人、されたい人、そういう人が少な

くなるのを望んでいます。しかし、どうしても介護保険を受けなければならない人たちが多くなる、高齢化率が高くなる中で、私は、基金を積み立てるよりも皆さんのために十分使えるような繰越金とするのが妥当だというふうに思っておりますので、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第46号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、発議第5号

○議長（山本 隆俊） 日程第19、発議第5号森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。5番、緒方直樹議員。

○5番（緒方 直樹君） 発議第5号森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書について。

提出者、緒方直樹、賛成者、時任伸一、徳久信義、後藤隆夫、岩崎信や、以上であります。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書。

我が国は、森林が国土の約7割を占める世界有数の森林国である。森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止等を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしております。また、我が国の森林は、戦後を中心に植栽してきた人工林が本格的に利用可能な時期を迎えつつあり、この豊かな森林資源を有効活用することにより、日本の林業を再生し、真の成長産業とすることが大いに期待されている。

本県においては、平成21年度に国において創設された森林整備加速化・林業再生事業を活用し、これまで川上から川下に至る関係者が一体となって間伐の実施や路網の整備、高性能林業機械の導入、加工流通体制やバイオマス関連施設の整備、木造公共施設等の整備、県産材の利用拡大など、林業再生の実現に向けた取り組みを進めているところであります。しかしながら、同事業は、平成26年度で終了することになっており、このまま事業が終了すれば、本県の豊かな森林資源を活用した林業の成長産業化に向けた取り組みが減速し、本県経済活動にも多大な影響を及ぼすことが懸念されております。

については、国におかれては、今後の予算編成に当たって、基金事業である、森林整備加

速化・林業再生事業の継続と、森林、林業の再生に必要な財源を確保するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、この意見書を提出いたします。

平成26年9月19日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、そして内閣官房長官であります。

以上であります。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明を終わりました。

只今から、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、発議第5号森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第20、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第21. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第21、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第22. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第22、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、平成26年第3回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後1時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員